

# を可決・承認しました！

## 継続審査に決定！

6月定例会は3日に開会し、25日に閉会しました。補正予算2件、条例・規則7件（うち議員提出1件）、一般12件、人事1件の計22議案のうち21議案を可決・承認し、自治基本条例案については、継続審査することに決定しました。

今回の一般会計補正予算の総額は約5億1500万円の増額で補正後の予算総額は約857億1400万円となり、前年度同期に比べ、3・3%の増となっております。

### ◎一般会計補正予算の主なもの

**庁舎増築事業** 6700万円

本庁舎の増築及び改修工事の設計に要する経費です。

**防災ラジオ整備事業** 7707万円

災害時における情報伝達手段としての防災ラジオの整備に要する経費です。

**農村振興総合整備事業**

1億4004万円

農業集落周辺における農業用排水施設等の整備に要する経費です。

**子ども・子育て支援事業計画策定経費**

303万円

子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査及び子ども・子育て会議の設置に要する経費です。

**私立保育園保育士等処遇改善臨時特例事業** 7471万円

保育士等の処遇改善に取り組み私立保育園に対する補助経費です。

**市立野球場改修事業** 9000万円

市立野球場における場外飛球軽減のための防球ネット増設に要する経費です。

### ◎条例の主なもの

**市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例**

本市の厳しい財政状況を踏まえ、本年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員を含め、本市の職員の給与を減額するものです。

**佐賀市自治基本条例**

地方分権の進展など、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、本市における自治の基本理念や、市民、議会及び市長の役割等を明確にするにとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めるものです。

### 意見書

「全会一致で可決」

▼地方財政の充実・強化を求める意見書案

▼教育予算の拡充を求める意見書案

▼「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書案

▼「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書案

▼有明海の深刻な漁業被害をなくすため諫早湾干拓潮受堤防排水門の前倒し開門等を早急に求める意見書案

### 人事

人権擁護委員候補者の推薦について、異議なき旨答申した。

▼遠田 寿寛氏

## 議会報告会を開催しました！！

今年度の議会報告会は、5月11日から6月29日にかけて市内16会場で開催しました。

今回の参加者は423人で、さまざまなお意見やご提案をいただきました。

会場にお越しいただきました皆様、本当にありがとうございました。

現在、いただいたアンケート・意見等の整理をしておりますので、詳細につきましては、次号の議会だよりでお知らせする予定です。



# 補正予算など21議案 自治基本条例案は

## 「議会のあり方検討委員会」が公式の会議に！

佐賀市議会会議規則の一部改正により、議会の任意の会議から公式の会議に位置づけられました。詳しくは20ページをご覧ください。

### 議会のあり方 検討委員会

- ◎委員長  
◎副委員長
- 亀井雄治  
○平原嘉徳  
○山田誠一郎  
○白倉和子  
○中本正一  
○川原裕明  
○山口弘展  
○田中喜久子  
○江頭弘美  
○重田音彦  
○山下明子  
○黒田利人

## 全国市議会議長会表彰

（第89回全国市議会議長会定期総会  
5月22日開催）

永年にわたり市議会議員の職にあつて、市政の振興に努めた功績が認められ、次の4名の方々が表彰されました。

### 議員在職25年

西岡義広 議員  
（市議会議員25年11ヶ月）

### 議員在職20年

嘉村弘和 議員  
（市議会議員20年2ヶ月）

### 議員在職11年

川崎直幸 議員  
（町議会議員16年5ヶ月  
市議会議員3年7ヶ月）※

### 議員在職10年

江頭弘美 議員  
（町議会議員6年5ヶ月  
市議会議員7年7ヶ月）※



## 議 案 質 疑

一般会計補正予算中、子ども・子育て支援事業計画策定経費  
303万円

佐賀市子ども・子育て会議条例（46号）

（質疑）子ども・子育て会議の役割は。

（答弁）子ども・子育て支援事業計画の策定・変更の際に意見を述べる。子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況の調査、審議にかかわること。

（質疑）当会議の委員構成は。

（答弁）子どもの保護者、教育・保育の関係者、事業主、学識経験者、公募委員などの委員により構成。人数は15名以内。

（質疑）当会議は教育委員会部局の附属機関とは考えられないか。

（答弁）子ども・子育て支援事業計画は市町村が定めることとなっており、その策定のために設置する当会議は、基本的には市町村長の附属機関であると考えている。計画策定に当たっては市長部局と教育委員会が協議、連携を図りながら進めていく。

（質疑）子ども・子育て支援事業計画に盛り込む内容は。

（答弁）子ども・子育て支援事業の需要量の見込み、事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期、支援の推進方策など。

（質疑）当計画と次世代育成支援行動計画との整合性は。

（答弁）次世代育成支援行動計画により進めてきた取り組みとの整合を図りながら、調査の結果や子ども・子育て会議での意見を踏まえて計画を策定する。

（質疑）当計画の対象者は。

（答弁）子ども・子育て支援法第6条に規定する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）とその保護者。

（質疑）ニーズ調査を就学前児童の保護者と小学生の保護者を中心に行つたことだが、妊婦は対象としないのか。

（答弁）計画には妊婦健診等も入っているが、まだ調査票等について国からひな型等が示されていない。そういった

※町村議会議員としての在職年数は全国市議会議長会表彰規定により2分の1に換算されます。

# 議 案 質 疑

たことを加味しながら検討をしていきたい。

**〔質疑〕 計画策定業務の委託先の選定は。**

**〔答弁〕** ニーズ調査・計画策定等に関する知識やノウハウを十分に備えていることに加え、子育て支援に関する各種の計画策定に携わった実績を有する業者の中から選定したい。

**特例市の指定に係る申出について（51号）**

**〔質疑〕 合併時に見送り、今回提案した理由は。**

**〔答弁〕** 平成17年10月の合併により、特例市移行の要件である人口20万人以上を満たしたが、まずは新しい佐賀市を円滑にスタートさせ、第2次の合併に向けて力を注ぐ必要があると判断して見送った。現在、市政運営はおおむね安定軌道に乗ってきたと考えている。自己決定・自己責任の範囲をより広く担うことで市民サービスの向上を目指していくため特例市への移行を目指すこととした。

**〔質疑〕 特例市移行のメリット、デメリットは。**

**〔答弁〕** メリットは、市民サービスの向上、地域の実情に即した行政事務の遂行、市の知名度やイメージの向上。デメリットとなるものは現段階ではないと考えている。

**〔質疑〕 特例市への移行により何ができるようにするのか。**

**〔答弁〕** 例えば、現在県の開発審査会に諮問し審査されている案件が、特例市へ移行後は市が設置する審査会で審議が可能となり、事務処理時間の短縮が図られる。

**〔質疑〕 財政上の負担は。**

**〔答弁〕** 平成24年度ベースで試算すると、収入で臨時財政対策債を含む普通交付税が約3100万円増、県からの権限移譲交付金が約300万円減で、合計約2800万円の増額を見込んでいる。支出は移譲事務に係る事務費として、他市の特例市移行の事例から約1000万円程度と試算。事業費、人件費は精査の途中だが、財政上、過度な負担増にはならないと考えている。

**〔質疑〕 県との協力体制は。**

**〔答弁〕** 担当部署ごとに現在県が行っている事務全般について、問題・課題も含めて内容の引き継ぎ、精査をしている。

**〔質疑〕 特例市移行に伴う財源措置は。**

**〔答弁〕** 移行に伴う財源措置としては、普通交付税の基準財政需要額への加算がある。また、特例市へ移行すれば、全国特例市市長会に加入することとなるが、加入後は全国の特例市と連携をとりながら、地方交付税制度の適正化などについて強く国に要望していきたい。

**〔質疑〕 人員・財源を投入してまで特例市に移行する意義は。**

**〔答弁〕** 地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申（案）」において、特例市に対するさらなる事務の移譲を進めることが必要との見解が示されている。全国の特例市と同規模ならではの課題を共有し、必要とする権限の移譲を国に對し要望していくことは、今後の市政発展に大きな意義があるものと考えている。

**〔質疑〕 業務の実施体制は。**

**〔答弁〕** 担当部署と具体的な事務内容を詰めながら、来年度に向けて実行体制の調整を図っていきたい。

**一般会計補正予算中、工業政策事業 925万円**

**〔質疑〕 緊急雇用創出基金事業の中でICTを活用して働ける人材を養成し、雇用を創出する事業ということだが、その目的は。**

**〔答弁〕** 起業後10年以内の地元企業の支援を行うことで地域に根差した雇用の創出を図る。

**〔質疑〕 事業の具体的な内容は。**

**〔答弁〕** 委託先の企業が未就業者を雇用し、ICTに関する技術を習得させICT関連企業が求める人材を育成する。

**〔質疑〕 受け皿となる企業はどれくらいあるか。**

**〔答弁〕** 要件に合う企業は10社程度。

**〔質疑〕 以前、緊急雇用創出基金事業においてICT関係の人材育成事業を実施していたが、その成果は。**

**〔答弁〕** 平成23年度に実施したICT人材育成事業では市内のICTベンチャー企業2社に、それぞれ1名の人材育成事業を委託した。この2名は委託事業の雇用期間終了

了後、改めて当該2社の企業に正規雇用されている。

**佐賀市自治基本条例（45号）**

**〔質疑〕 条例制定の理由は。**

**〔答弁〕** 市民、議会、行政のそれぞれが役割を分担しながら地域の課題解決や活性化に取り組んでいくことが不可欠であり、自治の理念やまちづくりの基本原則に基づき、「情報共有」「市民参加」「協働」等、まちづくりの基本ルールを市民と共有しながら住民自治の拡充を推進していくため条例を制定する。

**〔質疑〕 条例制定の背景において憲法や地方自治法についての議論は。**

**〔答弁〕** 検討会議では、まず外部講師により「自治、自治体」「自治基本条例」「協働のまちづくり」「憲法、法律、条例の関係や違い」とは何か、などについて講義を受け、理解を深め、議論した。

**〔質疑〕 本市と同規模以上の条例制定自治体における条例の運用状況は。**

**〔答弁〕** 啓発パンフレットの配布や講演会の開催、推進本部の設置、地域コミュニティの推進、企業とのまちづくりパートナーの協定、コンビニとの連携等を実施している市がある一方、何も実施していない市もあり、温度差がある。

**〔質疑〕 第2条で「市民等の定義」が規定されているが**

**①市民として「市内に通勤、通学する者や不動産を有する者」まで広げられた理由は②外国人も市民に含まれるのか。**

**〔答弁〕** ①通勤・通学者は、既にイベントや清掃活動等への参加など、多様な形でまちづくりに関与しており、まちづくりには本市にかかわる人々の力を結集する必要があるとの考えから市民に含めた。また、不動産を有する者は、景観や防犯・防災、耕作放棄地等の諸問題の観点から、安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める上で重要になってきていることから市民に含めた。②外国人も市民に含まれる。

**〔質疑〕 第3条に「他の条例等の制定改廃において、この条例の趣旨を尊重しなければならない」ことが規定され**

# 議 案 質 疑

ているが①条例の最高規範性を規定したものの②尊重とは何を意味するのか。尊重を入れることで逆に曖昧になってしまつたのでは③他の条例への影響は④総合計画への影響は。

**〔答弁〕** ①条例の最高規範性を規定したものでない②第3条の趣旨は、他の条例の上位に位置する法令の趣旨や目的に反しない範囲内で、かつその法令が解釈を許容している範囲内に限っての留意事項を定めたもので、他の条例よりも上位にあるということではない③条例がまちづくりのルールを定めたものという位置づけから、他の条例に対する訓示的、宣言的な意味合いにとどまる④総合計画が「まちづくりの各分野の政策内容を総合的かつ体系的にまとめたもの」であるのに対し、条例は「まちづくりの進め方のルールを示すもの」であり、総合計画と条例はそれぞれ別の役割を担い、相互に補完する関係にあることから、基本的に総合計画に直接的に影響を及ぼすものではない。

**〔質疑〕** 第7条から第9条までと第12条に「市民等、市民活動団体、事業者、職員それぞれの役割と責務」が規定されているが①これらに対する事前説明会の開催回数と参加者数は②参加者のうち市職員や議員の内訳は③職員に意見を聴く機会が設けられていないようだ。参加者が少なかつたのは大きな問題では④市民説明会を3カ所しか開催しなかつた理由は。

**〔答弁〕** ①市民等については、シンポジウムに118名、市内の北部、中部、南部エリアで計3回開催した市民説明会に合計で159名、自治会協議会の幹事会・理事会で約30名、5校区の自治会長会で約120名、2つの地域審議会で約30名の参加があつている。また、シンポジウムの様子は、ぶんぶんテレビで16回放映した。市民活動団体に対しては、「チカラット」に関する二度の説明会で40団体に説明し、240団体へ条例案の資料を配付した。事業者に対しては、南商工会役員約30名に説明し、商工会議所会員（2600事業所）、佐賀法人会会員（400部）、南商工会会員（400部）へ条例案の資料を配付した。職員に対しては、関係部署との協議、経営戦略会議や政策調整監会議での検討状況や概要の報告、

自治基本条例だよりと条例素案の全部署への配付等、50回程度協議等を行った②3回開催した市民説明会に、議員6名、職員66名が参加した③関係部署の職員と話し合いを続けており、条例案の問題について意見を調整する話し合いの場も設けている④期間的な理由で3カ所の説明会とした。説明会がこれで十分だと思つてはいないの

で、引き続き説明・啓発に努めていきたい。

**〔質疑〕** 第22条に「協働の推進」が規定されているが、協働の主体として市民が入っていない理由は。

**〔答弁〕** 平成21年に策定した「参加と協働をすすめる指針」との整合を図つており、協働の主体は組織であり、市民は、メンバーまたは従業員という立場で市民活動団体、事業者といった組織に参加することで協働にかかわってもらつたため、市民は入っていない。

**〔質疑〕** 第25条に「子どもへのまなざし」について規定されているが①その理由は②総合計画の重点プロジェクトとの関係は。

**〔答弁〕** ①検討会議では、条例に佐賀らしさを盛り込みたいということから、教育に力を入れてきた佐賀の歴史と風土をこれからも大切にしていきたいという意見を受け、教育の象徴として「子どもへのまなざし条例」の理念を、まちづくりの観点から条例素案に盛り込み、市としても同様に判断し、規定した。なお、女性、障がい者高齢者等さまざまな人権に関する課題の取り扱いについては、個別の条例や制度に委ねることで整理した②総合計画と条例は別々の役割を担い、相互に補完する関係にある。第25条の「子どもへのまなざし」は、佐賀市の教育の象徴としての理念を、まちづくりの観点から規定したもので、総合計画にある重点プロジェクトの内容が条例の規定に直接関係してくるものではない。

**〔質疑〕** 条例名を「自治基本条例」とした理由は。

**〔答弁〕** 条例は、市民等が主体となつてまちづくりを行うことを本市における自治の基本理念として、各主体の役割、責務とまちづくりを進めるための基本的な事項を定めている。このことから、まちづくり基本条例ではなく、自治基本条例という名称が適当であると判断した。

市長等及び職員の給与の臨時特例に関する条例（44号）

**〔質疑〕** ①条例制定に至つた背景は②国からの地方交付税等への影響は。

**〔答弁〕** ①平成24年2月に国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律が公布され、平成24年4月から平成26年3月31日までの間、国家公務員の給与が平均で7.8%減額支給されることになった。その後、本年1月に総務大臣から各地方公共団体に同様の給与引き下げ要請があり、さらには本年3月、地方交付税及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律が成立したことで、給与引き下げを前提とした地方交付税の削減に至つた。このような経緯から、やむを得ず職員の給与の引き下げに至つた②地方交付税については、約3億4000万円程度引き下げられる見込み。

**〔質疑〕** ①市長、副市長、企業管理者、常勤の監査委員、教育長及び職員の減額は②特例期間中の時間給の取り扱い。

**〔答弁〕** ①月額で市長約25万円、副市長約12万円、交通局長約23万円、上下水道局長及び教育長約10万円、常勤監査委員約7万円の減額。職員については、4.2%から9.2%の減額で、職員全体の平均は月額約2万円の減額②給料月額の減額に伴い、時間当たりの給与額も減額となる。超過勤務手当等の支給や、介護休暇、育児部分休業等の給与の減額調整にも影響を及ぼすこととなる。

**〔質疑〕** ①全体の減額は②市経済への影響をどう見ているか。

**〔答弁〕** ①この条例案による影響額は約3億1500万円と試算②期間が3月までに限定されているものの、今回の削減は本市職員のみならず地方公務員全体で減額されるため、消費の抑制をはじめ市経済への影響があるもの